

大分県報

令和八年
第六九八号
四月十七日

（金曜日）

目次

告示

- 一 大分県医師国民健康保険組合の規約の変更の認可
- 一 県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧
- 二 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧
- 二 特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立
- 二 公有水面埋立工事のしゅん功認可

選挙管理委員会告示

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 三 警察本部訓令
- 四 大分県警察における処務に関する訓令の一部改正

告示

大分県告示第九十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七条第二項の規定により、次のとおり大分県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。
令和八年四月十七日

変更事項

変更後

変更前

認可年月日

大分県知事 佐藤 樹一郎

組合の地区

大分県、福岡県（福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉富町、朝倉市、太宰府市、筑紫野市、飯塚市、小郡市、行橋市、古賀市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町及び東峰村に限る。）、佐賀県（鳥栖市に限る。）、長崎県（佐世保市に限る。）、熊本県（熊本市、高森町及び小国町に限る。）及び宮崎県（宮崎市、延岡市及び高千穂町に限る。）の区域内の市町村	大分県、福岡県（福岡市、北九州市、豊前市、久留米市、田川市、うきは市、吉富町、朝倉市、太宰府市、筑紫野市、飯塚市、小郡市、行橋市、古賀市、福津市、広川町、粕屋町、那珂川町、築上町、上毛町及び東峰村に限る。）、佐賀県（鳥栖市に限る。）、長崎県（佐世保市に限る。）、熊本県（熊本市、高森町及び小国町に限る。）及び宮崎県（延岡市及び高千穂町に限る。）の区域内の市町村
--	--

大分県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、県営土地改良事業施行申請人代表井上正博からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和八年四月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営水田畑地化推進基盤整備事業

呉崎地区

令八・四・一七から
令八・五・七まで

豊後高田市役所

令和八年四月十七日

大分県報（告示）

大分県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和八年四月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 (農業用排水施設整備)	両院三期地区	令八・四・一七から 令八・五・七まで	宇佐市役所
県営中山間地域総合整備事業 (農道整備)	両院三期地区	令八・四・一七から 令八・五・七まで	宇佐市役所

大分県告示第九十四号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十五条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第八十二条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和八年四月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 加入区の名称
北海道第三加入区
- 二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧臼杵市漁業協同組合の地区
- 三 加入区の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち一般まき網漁業

大分県告示第九十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定により、次のとおり

公有水面の埋立工事のしゅん功を認可した。

令和八年四月十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 しゅん功認可の年月日
令和八年三月二十三日
- 二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
大分市大手町三丁目一番二号
大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

- 第一区域
津久見市大字四浦字鳩浦一五三番五及び一五〇二番六の地先の国有海浜地先の公有水面及び一五三三番四の地先の公有水面
- 第二区域
津久見市大字四浦字鳩浦一五三番五及び一五〇二番六の地先の国有海浜地先の公有水面並びに一五〇二番二の地先の公有水面

2 区域

第一区域

- 次の各地点を順次に結んだ線及び20の地点と1の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八一メートル、T・P・プラス〇・八四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- 1の地点 津久見市にある国土地理院大峰三等三角点(北緯三三度〇三分三三秒〇二七〇、東経一三一度五七分〇七秒三三三三三(以下「基点」という。))から一四度四九分二〇秒八八四・二七メートルの地点
 - 2の地点 1の地点から二二三度四四分五〇秒三・二六メートルの地点
 - 3の地点 2の地点から二二四度四分四一秒五・九四メートルの地点
 - 4の地点 3の地点から二二四度四分二一秒八・〇一メートルの地点
 - 5の地点 4の地点から二二四度四分〇一秒一九・九九メートルの地点
 - 6の地点 5の地点から二二五度五分四一秒一九・六四メートルの地点
 - 7の地点 6の地点から二二八度四分二一秒四・四七メートルの地点
 - 8の地点 7の地点から二二九度五分五八秒五・〇七メートルの地点

- 9の地点 8の地点から二三三度二七分三四秒九・六七メートルの地点
- 10の地点 9の地点から二三六度四九分五八秒九・五七メートルの地点
- 11の地点 10の地点から二四〇度一八分三八秒九・六三メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二四三度五二分一四秒九・五八メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二四七度三六分〇五秒九・六二メートルの地点
- 14の地点 13の地点から二五一度〇七分二九秒九・五八メートルの地点
- 15の地点 14の地点から二五四度四〇分〇五秒九・六二メートルの地点
- 16の地点 15の地点から二五七度三四分五八秒八・九〇メートルの地点
- 17の地点 16の地点から二六一度四四分〇一秒四・六三メートルの地点
- 18の地点 17の地点から二六二度三分三〇秒五・六九メートルの地点
- 19の地点 18の地点から二六七度二〇分四八秒四・八六メートルの地点
- 20の地点 19の地点から二六六度五八分四九秒二・五六メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び63の地点と50の地点を結ぶ平成二十八年秋分の満潮位(D・L・プラス一・八一メートル、T・P・プラス〇・八四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 50の地点 基点から〇度四七分三四秒・七七〇・五二メートルの地点
- 51の地点 50の地点から二六九度五八分五九秒一〇・〇七メートルの地点
- 52の地点 51の地点から二七四度二三分一三秒一〇・〇九メートルの地点
- 53の地点 52の地点から二七八度一七分四三秒八・一八メートルの地点
- 54の地点 53の地点から二八四度二八分〇二秒一八・九二メートルの地点
- 55の地点 54の地点から二七二度一二分四四秒四・一七メートルの地点
- 56の地点 55の地点から二八九度五九分五〇秒一五・九八メートルの地点
- 57の地点 56の地点から二八九度三九分一〇秒一〇・一六メートルの地点
- 58の地点 57の地点から二八七度一八分三四秒一〇・二七メートルの地点
- 59の地点 58の地点から一三度三四分一四秒〇・五三メートルの地点
- 60の地点 59の地点から二八四度二六分二〇秒五・七三メートルの地点
- 61の地点 60の地点から二八一度四八分〇四秒四・八五メートルの地点
- 62の地点 61の地点から二七八度〇二分二一秒一〇・五二メートルの地点
- 63の地点 62の地点から二七四度一九分一秒二・〇〇メートルの地点

3 面積

第一区域

- 二九〇・九九平方メートル
- 第二区域
- 三八〇・三一平方メートル
- 合計
- 六七一・三〇平方メートル
- 四 埋立ての免許の年月日及び番号
- 平成三十年十月十二日指令漁整第八号
- 五 閲覧の場所
- 津久見市役所

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による令和八年四月十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和八年四月十七日

大分県選挙管理委員会委員長 千 野 博 之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一八、三七〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二一四、八一三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 大分市 一三一、一〇二人
- 別府市 三〇、六九五八
- 中津市 二二、〇三八八
- 日田市 一六、七七二八
- 佐伯市 一八、三一五八
- 臼杵市 九、八八九八
- 津久見市 四、三七六八
- 竹田市 五、三九五八
- 豊後高田市 五、八五三八
- 杵築市 七、四四二八
- 宇佐市 一四、三七四八
- 豊後大野市 九、一一〇八
- 由布市 九、二一一八
- 国東市・姫島村 七、六六九八
- 日出町 七、七一〇八
- 九重町・玖珠町 六、二二〇八

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第18号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月17日

大分県警察本部長 平松伸二

第20条第1項中「所属長」の次に「（部長、警務部参事官兼首席監察官及び総括参事官並びに所属長にあつては、本部長。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「事官に」を削る。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

附 則

この訓令は、令和8年4月17日から施行する。